

## 平成 18 年度実証モデル事業実施要領（案）の主な変更点

## H18.3.15.環境研究技術室

分類	変更の概要	該当箇所	備考
情報公開・他制度との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報公開に努める旨の努力規定を追加</li> <li>類似制度を含めたポータルサイトの設置を明記</li> </ul>	序 5	<ul style="list-style-type: none"> <li>ポータルサイトは、今後、モデル事業ウェブサイトの中に設置し、随時情報を追加予定。</li> </ul>
分野別 W G の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>分野別 W G は親検討会を補佐する機関である旨を明記</li> </ul>	第 1 部第 1 章 3 第 2 部第 1 章 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>手数料体制では、親検討会と W G が別主体により運営されるため、位置付けを明確化。</li> </ul>
拡大 W G の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>業界団体も含めた「拡大 W G」（ステークホルダー会議）について規定を追加</li> </ul>	第 1 部第 1 章 3 第 2 部第 1 章 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>「非公開も可」とした上で、「必要に応じ開催」。</li> </ul>
技術分野の「休止」	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行の「廃止」以外に、「休止」の手続きを追加</li> </ul>	第 1 部第 2 章 2 第 2 部第 2 章	<ul style="list-style-type: none"> <li>一時的な停止は「休止」、継続的な停止は「廃止」。</li> </ul>
実証機関の選定手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>実証機関の公募対象に、環境法令上の政令市等を追加</li> <li>環境省自身が実証機関となる場合の規定を追加</li> <li>継続して実証機関となる場合の公募・選定の簡略化に関する規定を追加</li> </ul>	第 1 部第 4 章 1 第 2 部第 5 章 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>水濁法や大防法の政令市も十分ポテンシャルがあるため。</li> <li>実証機関の公募が不足した場合等の対処のため。</li> <li>迅速な試験開始のため、継続して実証機関となることを希望する場合の手続きを簡略化。</li> </ul>
対象技術選定（審査）結果の公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>国負担体制では、選定結果の速やかな公表を追記。</li> <li>手数料体制では、審査結果の原則非公表を追記。</li> </ul>	第 1 部第 5 章 1 第 2 部第 6 章 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>国負担では、これまでの手続きを明文化。</li> <li>手数料体制では、申請者に配慮し、実証試験結果公表までは原則非公表とした。</li> </ul>
実証運営機関と実証機関の兼務	<ul style="list-style-type: none"> <li>実証運営機関が実証機関を兼ねる場合の規定を追加</li> <li>兼務する際、実証機関としての活動は最低限とすべき旨を追記。</li> </ul>	第 2 部第 1 章 3 第 2 部第 3 章 1  第 2 部第 6 章 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>兼務機関のみ、対象技術を直接公募可とした。（「公募はしたが実証試験の担い手がいない」という事態を回避するため）</li> <li>他の実証機関の活動を阻害しないため</li> </ul>
対象技術の審査要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>手数料体制での対象技術審査要件を 2 件削除。</li> </ul>	第 2 部第 6 章 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去に公的実証が行われていないこと：申請者負担では不要。</li> <li>先進的な技術であること：申請者負担では不要。</li> </ul>
試験途中での手数料の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>試験途中で手数料額に変更があった場合の規定を追加</li> </ul>	第 2 部第 8 章 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>試験途中で計画変更を行った場合等、手数料返還等が生じる場合の対応を追記。</li> </ul>
手数料フローの明確化	<ul style="list-style-type: none"> <li>「手数料は実証運営機関が徴収し実証機関に支払う」というフローを明確化</li> </ul>	第 2 部第 8 章 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>手数料は実証機関（自治体）が徴収するのではないかという誤解を避けるため</li> </ul>
手数料における一般管理費の扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じ手数料に一般管理費を含むことができる旨を追記</li> </ul>	第 2 部第 13 章 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>公益法人等では一般管理費が必要となるため。</li> </ul>